



2020年7月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス
住 所 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 二 丁 目 4 番 1 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 井 正 昭
(コード番号：3288 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 若 旅 孝 太 郎
管 理 本 部 長
TEL. 03-6213-0776

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2020年7月10日付の取締役会において、以下の通り、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、「『お客さまが求める住まい』を愚直に追求し続けます。」というグループ企業理念の下、社会に必要とされる不動産会社を目指し、主に首都圏を中心として、戸建関連事業、マンション事業、収益不動産事業を主要な事業として展開しております。その中において、当社グループは、2017年11月に中期経営計画「Hop Step 5000」(2018年9月期～2020年9月期)を策定し、主力事業である戸建関連事業の競争力の強化、外部環境の変化を踏まえた事業ポートフォリオの構築、企業の成長を支える経営基盤の強化に取り組むことで業容の拡大を図ってまいりました。

我が国では、2000年以降、女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加する等の生活スタイルの変化に伴い、利便性の高い都心部においてリーズナブルな価格の住宅を求める傾向がより強くなってきており、また、人口が減少する傾向にある中においても、都市部における世帯数は今後も増加が見込まれております。このような当社グループを取り巻く事業環境を踏まえて、都心で手の届く価格の一戸建住宅を、安定的かつ効率的に供給し続けるために、当社グループは、主要事業である戸建関連事業に関して、創業時からの仲介機能に加えて、用地の仕入、設計、建設までの全ての機能を当社グループ内で完結できる体制を整備し、製販一体型の事業運営を行うことで、商品力を高めてまいりました。加えて、当社の戸建関連事業は、特定エリアに絞ってピンポイントでお客様にアプローチする“攻め”の営業を徹底し、主要都市部で集中的に戸建住宅を供給するドミナント戦略を展開することで、高収益性及び高効率性を伴って着実にシェアを高めてきました。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

また、足元においては、日本を含む全世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当社が属する不動産業界においても賃料の低下及び不動産売買市場の状況悪化が散見されております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による環境の変化をきっかけに家族が揃って自宅で過ごす時間が増えたことやテレワークの機会が増えたことにより、住まいに対する新たなニーズが発生していることに伴い、戸建住宅の利用価値が拡充すると考えており、それが当社グループにとっての新たな事業機会になるとともに、そのような新たなニーズに応えることが当社グループの社会的使命であると考えております。

例えば、2020年6月8日付及び同年7月10日付プレスリリース「戸建関連事業の業績動向について」において公表しました通り、2020年4月の当社の戸建の仲介契約件数は前年同月比で39.1%減となる等、当社の事業にも新型コロナウイルス感染症による一定の影響は見られました。しかしながら、同年5月の当社の戸建の仲介契約件数は前年同月比で43.0%増、同年6月の当社の戸建の仲介契約件数は前年同月比で52.3%増まで改善し、4～6月累計で前年同月比+18.2%と、新型コロナウイルス感染症拡大後も、足元の業績は堅調に推移しており、また、当社の戸建関連事業に係るウェブサイトへの新規会員登録件数につきましても、2020年4月には前年同月比で32.3%増、同年5月には前年同月比で61.9%増、同年6月には前年同月比で96.5%増と高い水準となっております。このように、新型コロナウイルス感染症が拡大する環境下においても、当社グループの主要事業である戸建関連事業が牽引する形で、2020年9月期の業績及び中期経営計画における取り組み事項は、現在まで順調に進捗しております。

このような好調な事業環境に加えて、当社は、2020年4月6日付プレスリリース「株式会社プレサンスコーポレーションの株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」及び「株式会社オープンハウス及び株式会社プレサンスコーポレーションによる資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」並びに2020年5月8日付プレスリリース「株式会社プレサンスコーポレーションの株式取得完了のお知らせ」において公表しました通り、地域補完及び商品補完関係の構築等を目指し、当社と株式会社プレサンスコーポレーション（以下「プレサンスコーポレーション」という。）の経営資源や経営ノウハウを融合することによる事業シナジーを発現させること等により、両社並びに両社のお客様、株主、従業員、取引先及び関係者の皆様にとっての利益の最大化を図るべく、2020年4月6日付でプレサンスコーポレーションとの間で資本業務提携契約を締結し、その後、2020年5月8日には同社の総議決権数（2020年3月31日現在）の31.9%の取得を完了し、同社を当社の持分法適用関連会社としております。

このように、当社は、事業シナジーを発現できる当社グループ全体及びアライアンススペースでの成長を志向しており、M&Aに積極的に取り組んでおります。上記のプレサンスコーポレーションの持分法適用会社化及び同社との資本業務提携の実施以前にも、2015年1月には首都圏を中心に

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

戸建建築請負を主力とする株式会社アサカワホーム（現 株式会社オープンハウス・アーキテクト）を、2018年10月には首都圏及び名古屋圏の準都心部のベッタウンを中心に戸建分譲事業を展開する株式会社ホーク・ワンを、それぞれ完全子会社化しました。株式会社アサカワホーム（現 株式会社オープンハウス・アーキテクト）については、引渡棟数が2,173棟から3,674棟へ1,501棟^(注1)増加し、株式会社ホーク・ワンについては、当社仲介件数が25棟から425棟へ400棟^(注1)増加する等、いずれも、当社の連結子会社となって以降、受注棟数の大幅な増加等による売上高の増加を実現しています。また、当社グループとしてのスケールメリットの実現による調達コストの低減や仕入れの効率化を通じた営業利益の大幅な伸長も実現しており、さらに、当社グループの採用ノウハウ、リソースを相互に活用することで、より多くの人材採用にも成功しております。このように、当社は、M&Aを通じた当社グループ全体としての着実な業績拡大及び経営効率の改善を実現してまいりました。

今回、それらに続いて、プレサンスコーポレーションの持分法適用会社化及び同社との資本業務提携が実現したことを受けて、当社は、独立系総合不動産会社として、当社グループの連結売上高とプレサンスコーポレーションの連結売上高を単純合算した、「アライアンスベースでの売上高1兆円体制」^(注2)、すなわち、アライアンスベースで競合の大手不動産会社に迫る事業規模となること及び業界におけるポジショニングの更なる向上を目指してまいります。

今回の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金は、このような「アライアンスベースでの売上高1兆円体制」^(注2)の早期実現に向けた更なる資金力の強化や財務基盤の維持を目的として、戸建関連事業を中心とする高成長事業における事業拡大による売上及び在庫増加に伴い今後発生することが想定される増加運転資金の一部並びにプレサンスコーポレーションの株式取得に際して調達した短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

今回の資金調達を検討するに際しては、足元の市況も十分に考慮したうえで、主要事業であり堅調に業績が推移している戸建関連事業等の高成長事業への豊富な資金投入による仕入資金の確保・M&Aの機会獲得・雇用の安定化等を可能とする資金力の強化や、それを支える安定的な財務基盤の構築に向けて様々な手法を検討しました。その結果、今後の十分な資金調達余力の確保及び自己資本の増強を企図して、増加運転資金及び当該短期借入金の返済への充当を資金使途とするエクイティ・ファイナンスを実施することとしました。これにより、当社グループの今後の更なる事業拡大に向けた、資金力の強化及び財務体質の健全性・柔軟性を向上させることができると考えております。さらに、当社では初めてとなる海外募集を実施することにより、投資家層の更なる拡大及び株式流動性の向上が期待できると考えております。今回の新株式発行及び自己株式の処分を通じて、今後の持続的な企業価値及び株主価値の向上の実現を目指してまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- (注 1) それぞれ、株式会社アサカワホーム（現 株式会社オープンハウス・アーキテクト）における、株式取得完了日（2015年1月15日）の直前決算期（2014年12月期）から当社の直近決算期（2019年9月期）までの引渡棟数の増加数、株式会社ホーク・ワンにおける、株式取得完了日（2018年10月1日）の直前決算期（2018年9月期）から当社直近決算期（2019年9月期）までの当社仲介件数の増加数を記載しております。
- (注 2) 「アライアンスベースでの売上高1兆円体制」における「売上高」は、当社グループの連結売上高とプレサンスコーポレーションの連結売上高を単純合算したものであり、当社グループの連結売上高を指すものではありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 9,617,200 株
- ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 2,564,100 株
 - ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 5,781,700 株
 - ③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 1,271,400 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2020年7月20日（月）から2020年7月27日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内一般募集
国内における公募による新株式発行に係る募集（下記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の国内における公募による自己株式の処分に係る募集と併せて、以下「国内一般募集」と総称する。）は一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受会社（以下「国内引受会社」と総称する。）に、国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせる。
 - ② 海外募集
海外における新株式発行に係る募集（下記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の海外における自己株式の処分に係る募集と併せて、以下「海外募集」と総称する。）は海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

関投資家に対する販売に限る。)における募集とし、SMBC Nikko Capital Markets Limited (以下「海外引受会社」といい、国内引受会社と併せて「引受人」と総称する。)に、海外募集に係る全株式を買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

なお、上記①及び②並びに下記「2. 公募による自己株式の処分(一般募集)」(3)①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 4,564,100 株(新株式発行に係る国内一般募集 2,564,100 株及び自己株式の処分に係る国内一般募集 2,000,000 株)及び海外募集 9,747,600 株(新株式発行に係る海外引受会社の買取引受けの対象株式 5,781,700 株、自己株式の処分に係る海外引受会社の買取引受けの対象株式 2,694,500 株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 1,271,400 株)を目処に募集を行うが、そのうち新株式発行について、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集及び海外募集並びに下記「3. 株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」による売出しのグローバル・コーディネーターはSMBC日興証券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による新株式発行における発行価格(募集価格)から払込金額(引受人より当社に払込まれる金額)を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業
(国 内) 日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 2020年7月28日(火)から2020年7月31日(金)までの
間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後
の日とする。
- (8) 受 渡 期 日 上記払込期日の翌営業日とする。
- (9) 申 込 証 拠 金 1株につき発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (10) 申 込 株 数 単 位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)、その他公募によ
る新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 荒井正昭に一任する。
- (12) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式 4,694,500 株
- ① 下記(3)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 2,000,000 株
 - ② 下記(3)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 2,694,500 株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内一般募集
国内における公募による自己株式の処分に係る募集は一般募集とし、国内引受会社に国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせる。
 - ② 海外募集
海外における自己株式の処分に係る募集は海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、海外引受会社に海外募集に係る全株式を買取引受けさせる。
- なお、上記①及び②に記載の各募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による自己株式の処分における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業
(国 内) 日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行にお
ける申込期間（国内）と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 2020年7月28日（火）から2020年7月31日（金）までの
間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後
の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行におけ
る払込期日と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記払込期日の翌営業日とする。なお、受渡期日は公募によ
る新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申 込 証 拠 金 1株につき処分価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他公募による自己株式の処分に必要な一切の事項
の決定は、代表取締役社長 荒井正昭に一任する。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者
発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際
は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成さ
れた場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国
証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づ
いて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うこと
はできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文
目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同
文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件におい
ては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 684,600株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案し、国内一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である荒井正昭（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 国内一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 荒井正昭に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（下記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 684,600株
- (2) 払 込 金 額 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集及び海外募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 684,600株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

- (5) 申 込 期 日 2020年8月24日(月)から2020年8月31日(月)までの間のいずれかの日。ただし、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 2020年8月25日(火)から2020年9月1日(火)までの間のいずれかの日。ただし、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の2営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 荒井正昭に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、684,600株を上限として、国内一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2020年7月10日（金）付の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。さらに、安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を、海外募集の一部の決済にあてるため、海外引受会社に譲渡する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによ

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

る売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2020年7月20日(月)の場合、「2020年7月23日(木)から2020年8月21日(金)までの間」
 - ② 発行価格等決定日が2020年7月21日(火)の場合、「2020年7月28日(火)から2020年8月26日(水)までの間」
 - ③ 発行価格等決定日が2020年7月22日(水)の場合、「2020年7月29日(水)から2020年8月27日(木)までの間」
 - ④ 発行価格等決定日が2020年7月27日(月)の場合、「2020年7月30日(木)から2020年8月28日(金)までの間」
- となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	115,356,500株	(2020年6月30日現在)
公募による新株式発行に係る増加株式数	9,617,200株	(注) 1.
公募による新株式発行後の発行済株式総数	124,973,700株	(注) 1.
本第三者割当増資による増加株式数	684,600株	(注) 2.
本第三者割当増資後の発行済株式総数	125,658,300株	(注) 2.

(注) 1. 海外引受会社が上記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」(1)③に記載の権利の全部を行使した場合の株式数です。

2. 上記「4. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	4,694,502株	(2020年6月30日現在)
公募による自己株式の処分に係る処分株式数	4,694,500株	
公募による自己株式の処分後の自己株式数	2株	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の国内一般募集及び海外募集並びに本第三者割当増資の手取概算額合計上限 50,182,780,300 円については、2022 年 9 月までに 27,482,780,300 円を増加運転資金の一部に充当し、2021 年 5 月までに 22,700,000,000 円を株式会社三井住友銀行からの短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、当該増加運転資金は、戸建関連事業を中心とした成長事業における事業拡大に伴った売上並びに販売用不動産及び仕掛販売用不動産等の在庫が増加することで今後発生する増加運転資金であります。

また、当該短期借入金は、2020 年 4 月 6 日に株式譲渡契約及び資本業務提携契約を締結し、2020 年 5 月 8 日に株式取得及び持分法適用関連会社化が完了した、プレサンスコーポレーションの株式取得のために調達したものであります。

今回の資金調達により、資金力を強化することで、堅調に推移する戸建関連事業等の高成長事業への更なる豊富な資金投入を可能とし、当該株式取得に伴い増加した有利子負債の一部を削減することで、更なる高成長を支える財務体質の健全性・柔軟性を向上させることができるものと考えております。

なお、調達した資金は支出するまでの期間、当社の取引銀行の預金口座にて保管する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識し、将来の事業展開と財務体質の強化等を考慮しながら、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、株主還元の機会を増やすことを目的として中間及び期末の年 2 回の配当を実施いたしております。なお、配当の決定機関は中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大に活用していく所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
1株当たり連結当期純利益	221.71円	285.08円	351.22円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	65円 (30円)	98円 (46円)	126円 (60円)
実績連結配当性向	14.7%	17.2%	17.9%
自己資本連結当期純利益率	33.8%	33.6%	32.3%
連結純資産配当率	5.0%	5.8%	5.7%

- (注) 1. 2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。2017年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益及び1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)を算定しております。なお、1株当たり年間配当金及び1株当たり中間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、2019年10月1日付の株式分割が、2017年9月期の期首に行われたものと仮定しております。
3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社に帰属する当期純利益を、自己資本(連結純資産額合計から非支配株主持分及び新株予約権を控除した額の期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、2019年10月1日付の株式分割が、2017年9月期の期首に行われたものと仮定しております。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は以下の通りであります。

なお、上記「2. 今回の増資による発行済株式総数の推移」に記載の本第三者割当増資後の発行済株式総数125,658,300株に対する下記の交付株式残数合計の比率は0.66%となる見込

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

みであります。

(注) 下記発行予定残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率になります。

ストックオプションの付与状況 (2020年6月30日現在)

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	権利行使期間
2014年10月3日	578,000株	558円	279円	2016年10月4日から 2024年10月3日まで
2015年5月15日	224,000株	929円	464.5円	2017年5月16日から 2035年5月15日まで
2019年4月2日	28,000株	2,066円	1,033円	2021年4月3日から 2029年4月2日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
2018年2月14日	譲渡制限付株式報酬としての 第三者割当による新株式発行 58百万円	4,061百万円	3,845百万円
2019年2月14日	譲渡制限付株式報酬としての 第三者割当による新株式発行 38百万円	4,178百万円	3,961百万円
2019年4月5日	譲渡制限付株式報酬としての 第三者割当による新株式発行 32百万円	4,221百万円	4,004百万円
2020年2月5日	譲渡制限付株式報酬としての 第三者割当による新株式発行 80百万円	4,283百万円	4,066百万円

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
始 値	2,159 円	3,950 円	5,580 円 □2,762 円	2,614 円
高 値	3,965 円	6,970 円	5,620 円 □2,762 円	3,820 円
安 値	1,941 円	3,920 円	3,310 円 □2,487 円	1,731 円
終 値	3,930 円	5,600 円	5,490 円 □2,574 円	3,720 円
株価収益率	8.86 倍	9.82 倍	7.33 倍	一倍

- (注) 1. □印は、2019年10月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による権利落後の2019年9月期における株価であります。
2. 2020年9月期の株価等については、2020年7月9日（木）現在で記載しております。
3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、算出時の株価収益率については、2019年10月1日付の株式分割が、2017年9月期の期首に行われたものと仮定しております。また、2020年9月期については未確定のため記載しておりません。

- ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関し、当社株主である荒井正昭は、SMBC日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行、株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行等又は譲渡制限付株式報酬に係る発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。